ムに左右されてはならない」（一七四頁）とか、「根據もなく自分の先祖が他民族を支配したことがあると主張し、彼らを『侵略の英雄』に仕立てあげても、なんの意義もない」（一七四頁）という手厳しい批判を加えており、これが朴・金兩氏、ひいては北朝鮮の歴史研究のあり方に及ぶのを避けるために、このような片手落ちともいえる書き方になったものと思われる。この他、朴氏の諸見解に對してかなり異論を唱えているが、そこでも一切名指しは避けている。我々は現實の微妙な中朝關係が好太王碑の問題と少なからず關わっていることを忘れてはならない。碑を實見することが可能となり、日毎に集安へも行き易くなりつつある昨今ではあるが、共同調査の實現をあまり安易に考えてはならないであろう。

最後に日本語版獨自の問題、つまり翻譯の問題について觸れ、この拙い書評の締め括りとしたい。本書は吉林人民出版社が人民中國雜誌社に依頼して翻譯してもらったと聞いているが、地の文は平易で的確に譯出されている。しかし譯者の林國本・繆光禎兩氏は考古學・歴史學の專門家ではないため、專門用語の譯出には難があり、誤譯、不必要な譯出、不的確な譯出等がしばしば見られる。その中でも第四章に頻見する「泐痕」（かけたあと）を「刻痕」と譯出している點は、重大な誤譯の例として擧げられる。また所々に未譯出部分があるが、內容面では殆ど問題はない。ただし論理を丁寧に追究しようとする時には注意を要する。一方、引用史料にも日本語譯が施され、本書を讀み易いものとしている。しかしこれには極めて誤譯が多く、全く誤譯のない引用の方が、ある引用よりも少ないような印象すら與える。最も初歩的なものを一例擧げると、『三國史記』新羅本紀・聖德王二十一年條「築毛伐郡城」が二〇一頁に引用され、「築毛が郡城を攻めて」と譯されているが、「毛伐郡城」は慶州の南にある著名な城である。同樣の例は『三國史記』からの引用だけでも、一七〇頁廣開土王十四年條、二〇七頁大武神王五年條、二二〇頁高句麗建國說話末尾、二二六頁孝成王三年條が擧げられ、他の史料の例や嚴密な譯の問題を取り上げ始めると枚擧に暇がなくなってしまう。かかる狀態ならば、原文をそのまま掲載した方がまだよかったのではあるまいか。先掲の例などは少しでも調べれば誤るはずのないもので、恐らく著者と翻譯者との間で、十分な連絡が取られていなかったのであろう。本書はその提供した最新資料を中心に、今後多くの研究者に利用されるであろうが、その折にはできる得る限り中國語版と對照されんことを望む次第である。評者の淺學による本書への誤解等が多々あると思うが、御叱正を得られれば幸甚である。

一九八四年十二月　京都　雄渾社
B5版　二八一頁　七〇〇〇圓

楊一凡著
明初重典考

佐藤　學

一

明の太祖朱元璋は、元末の群雄割據の中から擡頭し中國を統一した。解放後の新中國では、當初その背景をなす元末の農民戰爭を民

族解放闘争として捉えていたが、その後一九六〇年代に入り、階級闘争としての側面を重視する傾向が顕著となった。(1) 特に「文化大革命」の進行に伴い、元末農民戰争の性格は、朱元璋の歴史的評價問題として大きくクローズ－アップされた。文革後も依然としてこの問題が中國における明代史研究の主要テーマの一つであることは、一九七九年及び八一～八三年版の『中國歴史學年鑑』の明代史研究概況の紹介によっても明らかである。中でも七九年版では「關于朱元璋的評價和明初政策的分析」（南炳文・湯綱擔當）として、八二年版では「朱元璋和封建專制主義」（鄭克晟擔當）として一項目を設けている。

本書の著者も、元末農民戰争の階級闘争としての側面を重視しており、農民戰争後の明初に尖鋭化した基本的矛盾として、農民と地主階級との對立や統治者階級内部の闘争を指摘している。ところで本書は、明初洪武年間を歴代でも最も嚴酷な刑罰が一貫して行なわれた「重典政治」の時代として位置づけ、その具體的内容を法制史研究の立場から考察したものである。特に、明律や御製大誥を始めこの時代に頒行された各種の法律を總合している點において、また法律の規定内容とその實施面でのズレに注意深く配慮している點において、特色を有している。

なお《後記》に依れば、著者の中國法制史研究は「ただ數年の期間にすぎない（一六二頁）」とのことであるが、これまで本書に關連する論文としては、「明《大誥》初探」（北京政法學院學報一九八一―一）・「明大誥與朱元璋的重典治吏思想」（學習與探索一九八一―二）・「洪武三十年《大明律》考」（學習與思考一九八一―五）・「論明初重典政策與讓歩政策」（中州學刊一九八二―二）・「論明初的重典治吏」（求是學刊一九八二―六）・「明大誥與朱元璋封建專制的強化」（法律史論叢三・一九八三）などが擧げられる。しかしこれらの掲載雑誌は、日本において入手に容易でないものが多く、こうした形で著者の研究がまとめられたことは讀者に多くの便宜を與えてくれる。

二

まず、本書の章別構成を掲げよう。

前言
一、朱元璋的三次頒律
二、明律與唐律及元代法律之比較
三、《大誥》峻令考
四、律・誥外諸峻令
五、律令實行考
六、法外用刑考
七、明初重典與朱元璋治國的兩手策略
八、明初重典的發展過程和影響
後記

附錄として、「朱元璋的法律思想」という關連論文と「洪武法制大事年表」・「參考書目」を附している。以下、各章ごとにその概略を紹介したい。

《前言》では、明初の法律實施情況に對する從來の理解が一致していない例として、特に孟森の太祖の嚴刑主義は、勳貴や官吏を拘束するためのもので人民には濫りに及ばなかったという見解や、尙越の官僚・人民雙方に及んだとする見解、更には楊雪峰の政治犯な

ど特殊な例を除いて平時は輕刑に偏していたという全く相反する見解を紹介しつつ、明初の法制に對する全面的かつ系統的研究の必要性を說く。

第一章は、朱元璋により三次にわたって頒行された吳元年律令（一三六七年）・洪武七年律（一三七四年）・洪武三十年律・誥（一三九七年）の制定に至る沿革と量刑情況を概觀する。吳元年律と洪武七年律は既に散佚して傳わらないが、洪武年間に數度にわたって重刑條款の改訂が行なわれている事實から、吳元年律・洪武七年律の量刑が三十年律のそれより重かったことを導き出している。次に洪武三十年律であるが、明實錄や明史刑法志では、洪武三十年五月に「大明律・誥成」と記しており、現存する『大明律』の頒行と同時に《誥》も頒行されたことが知られるが、從來この律に附された誥の內容と律文との關係については不明であったとし、著者は、八千卷樓所藏の明刊黑口本『大明律』が洪武三十年に頒行された『大明律』本來の姿を傳えるものとした。その上で、上卷末尾に附す《欽定律誥》（一四七條うち誥三六條）が、先の所謂《誥》に相當するものとした。この《欽定律誥》の具體的條目は、北京圖書館に所藏する弘治年間所刻『興化府志』の影印マイクロ《殘存本》にも收錄されている。[2] 以上の諸點を指摘した上で、洪武三十年の大明律頒行の際、明律の後に關連する『御製大誥』の一部が附されたため、當時の刑罰が依然として十分苛酷なものとなったこと、從って在位三十一年にわたる洪武年間は、法制面では重典主義が一貫して治政上の方針とされたとしている。

第二章では、洪武年間に頒行された律の中で最も量刑の輕い三十年律と唐律・元代法律との比較を行なう。その結果として唐律との比較では、明律は典禮や風俗敎化の面での刑罰が輕く、賊盜や笞項錢糧の面での刑罰が加重である。このことは、「封建社會」が發展し明代に至ると人民大衆が前代に比しより覺醒し、彼らの地主階級に對する鬪爭が空前に尖銳化したことにより、封建統治者の欺瞞的手段の收める效果がいよいよ減少し強壓的手段が多く採用されるようになったためである。次いで元代法律との比較では、①賊盜と笞項錢糧②禮典と風俗敎化③官吏の犯罪懲罰の三方面から分析を行なう。その結果として、政治性を有する賊盜や殺人の條款や民間での兵器私藏など個別の條款が、明律と同樣か或いはそれより重いのを除き、元代の法律のほとんどの條款が、明律の量刑より輕かったことを指摘している。以上の法律條文による比較の結果に加えて、法律の實施面をも比較檢討している。しかし情況はより複雜で、元代では官吏の犯罪に對する處罰が明代より寬大であったものの、漢人・南人に對する彈壓は十分に苛酷であった。著者は、ようやく奴隸制から封建制に轉化したばかりの元朝と封建社會後期の明朝との社會の發展段階の差異から、言わば自明のこととして前者より後者における人民を鎭壓するための刑罰が一層加重されたことを導き出している。

第三章は、太祖自らが編纂した特殊な刑法である御製大誥について考察する。大誥は一編・續編・三編及び武臣大誥の併せて二三六條目からなるが、內容的には、①洪武年間の刑事案件を要約したもの、②案件の陳述と同時に重刑法令を頒行制定したもの、③太祖の臣民に對する〝訓導〟の三者より構成されている。また大誥自體の特色として、①種々の酷刑案例を列擧して臣民を懲戒し、詔令の形式を用いて法外用刑の必要性と合理性を公然と肯定していること、

②同一犯罪の場合明律に比べ量刑がかなり加重であること、③臣民を控制すべく少なからず法的效力を具有する重刑法令が含まれることを擧げている。この第三番目の特色と關連して、從來大誥が臣民に對する〝宣敎〟を行なった案例の編纂物と見做され、その〝警省〟の作用のみが強調されていたが、實際には法的效力をも有していたことを指摘している。その根據としては、大誥が具體的な犯罪內容の規定と明確な量刑の規準を含んでいたことや、太祖自ら敕令により再三にわたって違反者の大誥に依據した治罪を言明していることを擧げ、更に洪武年間の史實自體もまたこのことを證明するとしている。次いで、洪武二十三年以後大誥中の峻令が再び用いられなかったという沈家本の說に異を唱え、實際には二十六年以後少なからぬ條目が條例に編入され、法令の形式で頒布實行されたことを明らかにしている。その具體例として、洪武二十六年の《充軍》條例中に大誥の條目が八條、《眞犯・雜犯死罪》條例中に二十八條、二十八年の《應合抄札》條例中に十項目、三十年の條例中に二十二條が編入されたことを指摘している。更に前述したように洪武三十年五月《欽定律誥》が完成し『大明律』の後に附されると、大誥の三十六條目が明律の一部分となり、これらの大誥の條目が洪武末年から永樂年間に至るまで長期間にわたって實行されたこと、そしてこのことは大誥と明律の比較から明らかな如く、大誥中の峻令が當時の法律を更に嚴酷なものに變えるという影響を齎したとしている。

第四章では、太祖が明律や御製大誥以外に大量に頒行した峻令について、その內容と量刑面から二つの類型に分類して考察する。第一の類型は、統治者が情勢の必要にもとづいて隨時頒布した峻令で、その具體例として揭げる二十二條はいずれも明律に比べて量刑上重くなっている。第二の類型は、當時頒行された各種の條例中に包含される峻令である。特に《充軍》條例・《眞犯雜犯死罪》條例・《三十年條例》・《欽定律誥》條例の四條例と『大明律』との比較では、いずれもこれらの條例が量刑上加重であるという評價を下している。しかも兩類型とも明律に比べて加重であるこれらの峻令が、法的效力の點でつねに律文を凌駕していたため、明初の法律に與えた影響は大きく、この點から見ても洪武年間は一貫して重典政治が遂行されたとしている。

第五章は、洪武年間に制定された律令の實施狀況に關する問題である。この點に關しては、從來明淸時代の野史・筆記の類や丁易著『明代特務政治』等に見られる如く、太祖朱元璋は法外に刑罰を行ない、明初の法律は〝一紙空文〟に過ぎなかったという理解が一般化している。これに對し著者は、かかる見方では史書に記載する太祖の法律執行についての大量の事例と矛盾するのみならず、洪武年間不斷に法律改訂が行なわれた原因に對し科學的解釋を引き出せないとし、改めて檢討を加えている。その結果、洪武年間の法律實施狀況は複雜であるとしながらも、その法則的特徵を三點に槪括する。第一に階級鬪爭の情勢の點から分析すると、統治階級內部の矛盾が激烈化し大規模な農民反亂の發生する〝非常時期〟（例えば洪武十五年・十八年・二十三年・二十六年）では、大量の誅戮が行なわれ、いかなる法律も施行されなかったが、封建秩序が相對的に安定している「正常な情況」（洪武元年～十三年・二十七年～三十一年）では、法律が程度の差こそあれ實施された。第二に法律の連續性・安定性の點では、封建王朝の存立に關わる〝十惡〟や〝眞犯死

罪〟の四十一條は、律文自體も長期間連續性と安定性を保持したこともあって、比較的實行された。第三に階級間の對應の差異の點からの分析では、人民を鎮壓・控制するための法律規定に對し統治階級が上下一致して推行する一方で、統治集團內部に對する法の執行は極めて困難であった。また太祖の極端な獨裁と酷刑による官僚統制の下で、地方官による法律執行が中央のそれに比較して良好であったとしている。

第六章は、明初重典政治の重要な一部分を構成する法外用刑の問題を扱う。まず極端な君主專制の行なわれた洪武年間の法外用刑の特徵として、①皇帝自身が直接裁判權を制御し、司法を任意に生殺與奪の手段に變えたこと、②統治階級內部の鬪爭を解決する手段として連坐の及ぶ範圍を擴大し、頻繁に大獄を引き起こし功臣を殺戮したこと、③思想・文化に對する統制を強化し、文字の獄を引き起こしたこと、④「檢校」や錦衣衛を偵察や審判に關與させるなど特務政治を行ない、臣民に對する彈壓を強化したことを擧げている。以上の主に官僚層を對象とする法外用刑の問題に續いて、民衆に對する法外用刑の問題を檢討する。從來、太祖の法外用刑は官僚を對象としたもので、民衆には及ばなかったという理解が通說となっている。これに對し著者は、「正常」な情況下で法外用刑が民衆にも及んだ二十四事例や百八十件餘りの農民反亂が發生した〝非常時期〟における太祖の野蠻な人民屠殺の事例を紹介し、從來の通說が歷史的事實と符合しないという結論を下している。

第七章では、多くの研究者によって指摘されている太祖の「讓步政策」や明實錄をはじめ官修の史書に見える太祖の〝輕刑〟を提唱する記述と重典政治との關係について述べる。まず前者について、太祖が開國當初行なった讓步政策は①法律上地主による土地所有制の維持を前提とした上で、元末農民戰爭後一定部分の土地が農民の手に移行した事實を承認したこと、②賦稅を輕減し農民の開墾を奬勵したこと、③奴隸を解放したことなどで、これらは全て經濟上の範圍內で實行され、政治・法律の領域では前述の如く人民に對する彈壓が強化された。また重典政策と讓步政策とは、表面上は相互に對立し同時に存在しえないように見えるが、その實どちらも封建專制支配を維持するための手段であり、太祖は經濟的讓步政策によって農民が獲得した利益さえも封建國家の手中に掠奪すべく、賦役制度の完全な實施を嚴刑によって保障しようとしたと述べる。次いで後者については、第一に依據した史料の信憑性を問題にし、『明太祖實錄』の典章・制度に關する記述は基本的に事實であり參照すべき價値があるものの、統治階級內部の鬪爭や處刑の記事には、忌避や改竄が見られること。第二に、太祖自らが赦宥を行なっている刑案の多くは官吏の犯罪に對してであり、しかもこれらの赦宥が實施されている時期の多くは、法外用刑によって臣民の誅戮が最も頻繁に行なわれた時期とも重なっており、赦宥の事實自體は重典政策の放棄を意味しないこと。第三に、太祖の輕刑を主張する言論は發表時の背景によってその意圖も異なるとし、①これらの主張は主觀的希望に過ぎず實行されなかった點、②重典政策を擬裝するための虛僞性を有すること、③臣下の濫刑・枉法を防ぎ、重刑の實施を一定範圍內に制禦する意圖の存在、④從來の重典政策が豫想された成果を擧げなかったことに對する敎訓的總括であったこと等を指摘している。

第八章では、太祖の重典政策は明初の〝亂世〟の歷史的條件下の

産物であり、その發生・發展・變化は、當時の社會經濟條件や階級鬪爭の情勢と密接な關わりを持っていたとし、ここではじめて重典政策の發展過程における四つの段階を提示している。第一段階は、朱元璋起兵から洪武元年に至るまで（一三五二～六七年）の〝軍律用刑〟の時期で、元朝に對抗し天下を統一するための軍事的必要から軍紀を嚴しくすることに注意が拂われた。第二段階は、建國初から胡惟庸の獄發生前まで（一三六八～七九年）で、「健全」な法制工作が大量に進行し、元朝の法制的弛緩を教訓としたため立法・執行面では嚴苛ではあったが、法外用刑は比較的少なかった。第三段階は、胡惟庸の獄發生から藍玉の獄まで（一三八〇～九三年）で、法外用刑による大規模な誅戮が行なわれた時期。この時期には元朝の殘存勢力と南方の地主割據勢力との鬪爭も基本的に終息し、農民起義や少數民族起義の多くも鎭壓され、太祖は新王朝の統治をより強化し、子孫のために後患を取り除こうとした。第四段階は、從來の法外用刑が意圖した效果を收めなかったことにより、太祖は酷刑の威力と效能に懷疑を示し始める一方で、『御製大誥』の條目が當時頒行された種々の條例中に編入され、法律の量刑が加重され、重刑法律化が一歩進展した時期（一三九四～九八年）である。また洪武年間の重典政策の歷史的作用として、①嚴刑をもって豪強地主に打擊を與え、彼らに占有・隱匿されていた大量の人戶や土地を淸出し、人民の負擔を輕減し階級的矛盾を緩和したこと、②重典によって貪官汚吏に懲罰を加え功臣を誅殺し、官僚統制と中央集權を強化する上で一定の作用を起こしたことを擧げる。その一方で、極端な專制主義の產物たる重典政策は、舊來の封建的生產關係の維持と生產力の解放の阻碍という巨大な否定的作用を有していたとして、①軍・民・匠戶籍制や里甲制や連坐制を始めとする人民への束縛と彈壓を強化したことにより、人民の反封建鬪爭を更に困難なものにしたこと、②重典治吏政策の下での官吏の濫殺によって、官僚・士大夫の封建王朝との精神的離反と、保身を第一とする官場の風氣の腐敗とを招いたことを擧げる。更に、太祖が晩年〝祖訓〟を下し彼の制定した制度・政策・法律を後代の子孫が變更することを禁止したことにより、重典政策が明一代に對しても影響を與えたとし、①太祖に倣ってその後も各種の重刑條例が頒行されて明律が具文化し、奸吏の不正が橫行し人民がその深刻な被害を受けたこと、②東廠や錦衣衞による特務政治や廷杖が行なわれ法律が破壞されたことを指摘している。從って、太祖の重典政治は、總體的に言えば「消極作用」が「積極作用」より大きく、一時的に成功を收めたとは言え後世に遺した害も大きく、結局は人民に對する支配を強化し政治的腐敗を齎す一方で、生產力の發展と科學文化の進歩に影響を與え封建社會の崩壞を遲延させたと結論づけている。こうして著者は、封建專制主義を特徵とする重典政策が、新しい生產力と生產關係の形成を束縛し、わずかに生長しつつあった資本主義の萌芽を摘み取り、中國社會の進歩を阻碍する一つの重要な要因となったことを指摘している。

附錄の「朱元璋の法律思想」では、その特徵として①客觀情勢や時代の變化への適應性の重視、②〝亂世〟重典主義、③法律の簡明さと安定性の重視、④禮法結合・禮法併用主義が指摘され、これらの法律思想とその實踐との整合的理解及び明初重典政策との內在的連關についての考察がなされている。

三

本書の内容要約に多くの紙幅を費したが、評者の法制史に關する基本的な理解の不足から、著者の意圖が十分に傳えられなかったのではないかと恐れる。以下では、評者の若干感想を述べて書評ならぬ紹介の責めを塞ぎたい。

まず最初に注目されるのは、『大明律』と『御製大誥』との關係を明らかにする《欽定律誥》の存在に着目し、これを附載する丁氏八千卷樓所藏明刊黑口本『大明律』が、洪武三十年に頒行された『大明律』本來の姿を傳えるものとした點(八～九頁)である。八千卷樓所藏黑口本の存在については、大著『明實錄校勘記』を物した黃彰健が、既に「洪武二十二年太孫改律及三十年律誥考」(中國科學院歷史語言研究所集刊第二〇本下册・一九四九年一二月・上海商務印書館發行)や「大明律誥考」(國立中央研究院歷史語言研究所集刊第二四本・一九五三年)の中で紹介し、[3]詳細な考察を加えている。また黃彰健編著『明代律例彙編』(歷史語言研究所專刊七五・一九七九年)の序に附した《明代律例刊本鈔本知見書目》の中でも、「六、大明律三十卷。南京江蘇省立國學圖書館藏(丁氏八千卷樓舊藏)明刊黑口本」と記し、若干の考證を加えている。これらを總合すれば、①抗日戰爭勝利後の民國三十五(一九四六)年、歷史語言研究所が疎開先から南京に戻った際、江蘇省國學圖書館でこの書を披閲したこと、②この明律には弘治十年に上奏制定された《眞犯死罪》條例が附しておらず、それ以前に刊行されたものであり、且つ黑口本であることから或いは明の成化年間に刊行されたものと推測している。一方、本書の著者は黑口本の現在の所藏先を明記しておらず、また書誌的檢討を加えていない點が惜まれる。しかし、この黑口本上卷末尾に附された《欽定律誥》が、『明太祖實錄』洪武三十年五月甲寅の條に見える『大明律誥』を指すという點では、兩者の見解は完全に一致しており、またこの《欽定律誥》が『大明律』に附されたことによって生じた影響等についても、兩者はほぼ同樣の見解に達している。なお、本書の卷末に附する《參考書目》のリスト等には、一連の黃彰健による研究が掲載されておらず、著者はこれらの研究に接する機會が無かったと思われる。

第二に、『御製大誥』の法的效力や後代への影響を重視する點も注目される。一般に趙翼が『廿二史劄記』卷三二《明祖晚年去嚴刑》に指摘するように、太祖は晚年には嚴刑を用いなかったとされている。大誥の洪武以後への影響についても、沈家本の洪武二十三年以後大誥中の峻令は用いられなかったとする說の如く、あまり重視されていない。こうした見方は、鄧嗣禹や近年では陳高華・陳梧桐らにも基本的には繼承されているようである。[4]これに對し著者は、洪武二十六年以降の大誥の條例への編入や三十年の《欽定律誥》の明律への附載によって、洪武二十三年以後も大誥の一部が長期間にわたって實施されたとしており、より實態に卽した理解と考えられる(三七～三九頁)。但し、その實施された時期の下限を永樂年間までとしている以上、洪武三十年の『大明律』頒行の際には附載されていた《欽定律誥》が後代削除される過程も含めて、《欽定律誥》の明一代の法制に與えた影響について具體的考察が必要となろう。因みに、著者同樣大誥の後代への影響を重視する黃彰健は「明洪武永樂朝的榜文峻令」[5]の中で、明代の法律における律・令・誥・榜文の相互の關係について考察し、「1、洪武永樂、以榜文爲

主、律爲輔。2、仁宣英景四帝、以洪武三十年所定律（包含律誥）爲主、不許深文。3、明憲宗以後、例輔律而行。」という三つの時期區分を提起している。

第三に、本書は唐律や元代法律と明律、或いは大誥や諸條例と明律など詳細な量刑上の比較檢討の結果に基づいて、明初の重典政治の實態が提示されており、從來個別的・斷片的に指摘されていた嚴刑の事實に客觀性を賦與している。

以上のように本書では、明律・大誥・條例その他法外用刑の問題に至るまで明初の各種の法制を總合した上で、重典政治の具體相が詳細に明らかにされている。しかし本書の考察の時期が、明初特に洪武年間のみに限定されているために、重典政治の歷史的位置づけについては些か疑問が殘らない譯ではない。

その一つは重典政治出現の背景に關してであるが、著者に依れば太祖の重典政策は、明初の〝亂世〟の歷史的條件下の產物であり、その發生・發展も當時の社會經濟の諸條件と階級鬪爭の情勢とに密接に關わる（九八頁）とされている。具體的には、前者については中國封建社會が沒落段階に突入したという發展段階規定が、後者については①反元鬪爭に參加した各族人民と新王朝との對抗、②豪強地主による朝廷の利益の侵害、③舊地主出身の統治者間では、李善長らの淮西集團と劉基ら浙東集團の對立、④新舊地主間では、朱元璋周邊の農民出身の武臣と胡惟庸を代表とする地主出身の文臣との對立、⑤新地主集團內部では、藍玉ら農民出身の武將と朱元璋との分岐等が指摘されている（一一四～一一五頁）。これらの網羅的に擧げられた觀のある明初の諸矛盾の指摘に止まらず、それらをも生み出した背景となる元末社會の明代に與えた「遺產」の大きさも無視できないように思われる。というのは、軍・民・匠戶籍には元代の遺制的側面が看取されるし、里老人制や鄕飮酒禮など農民支配のあり方では、元末浙東地主の理念の投影が指摘されている[6]からである。また法制面に限っても、明律が律とは言うものの純然たる刑法以外の敕令格式に相當するものを多く含み、『元典章』との類似性を持つことが指摘されている[7]。

また重典政治の後代への影響については、太祖が晩年に祖訓を下し、彼の制定した諸制度・政策・法律の改變を禁止したことによる一般的影響に論及するのみで、靖難の變を間にはさむ建文・永樂以後明末に至る法制面の具體的狀況については十分な考察がなされていない。にもかかわらず、明初の重典政治がわずかに成長しつつあった資本主義の萌芽を摘み取り、中國封建社會の發展の長期性・緩慢性の重要な要因となったと結論づけるのは、些か性急な感じを否めない。後代の影響等については、政治・法制的側面と社會・經濟的側面との有機的な連關のもとにより具體的な檢討が必要と思われる。

その他史料操作の點では、『諸司職掌』刑部や『萬曆會典』卷一七三刑部一《罪名》に見える「洪武初定――但し諸司職掌にはこの記述はない――」の《眞犯死罪律令》四十一條を、洪武初年の明律令（吳元年律令）から引用したものと斷定している[8]（五四頁）のは誤りであろう。既に黃彰健も言及しているように、『正德會典』卷一四三ではこの部分が洪武二十六年に完成した『諸司職掌』からの引用であることを註記している。一般に『萬曆會典』は、卷首《重修凡例》にも見える如く『諸司職掌』からの引用文を「洪武二十六年定」と稱することを原則としているが[9]、この部分は『萬曆會典』

の編者がこの原則さえも逸脱し、「洪武初定」と誤記したものと考えられる。もちろん、『諸司職掌』にはその成立する洪武二十六年三月以前の記事も含まれるのであるが、著者の如く洪武初年の明律令にまで溯らせるのは些か問題が殘る。

また著者は、『明史』卷九三刑法志一に見える洪武二十二年の太孫（允炆――當時十三歲でまだ皇太孫に冊立されていない――）の改律の記事が、洪武二十九年の誤りである（七～八頁）ことを指摘している。この問題については、黃彰健が前揭「洪武二十二年太孫改律及三十年律誥考」の中で考察しており、律ではなく條例の改定であり『諸司職掌』刑部に見える洪武二十六年の《眞犯死罪雜犯死罪》七十八條が傳訛したものとしている。建文帝の事跡については不明な點が多いが、この問題についても今後一層の檢討が望まれる。

以上、淺學を省みず幾つかの疑問點を指摘したが、評者の力量不足からくる誤解も多くあったのではないかと思われる。切に著者の御海容を乞いたい。附言すれば、近着の一九八四年版『中國歷史學年鑑』には、附錄として郭永芳編「一九五〇～一九八二年港臺中國歷史著作・資料目錄」を附しており、現今の中國歷史學界における臺灣や香港の研究に對する關心の高まりが窺われる。そのリストの中には、拙評でたびたび言及した臺灣中央研究院歷史語言研究所の黃彰健氏による一連の論稿を收める『明清史研究叢稿』も掲載されている。今後、明代法制史研究において黃氏を始め多くの研究が蓄積されている臺灣等との學術交流の一層の進展を希望して筆を擱きたい。

註

（1）山根幸夫「『元末の反亂』と明朝支配の確立」（岩波講座世界歷史一二・一九七一年）、『アジア歷史研究入門』―中國Ⅶ明（岩見宏・谷口規矩雄擔當・一九八三年）。

（2）黃彰健の「大明律誥考」における考證に依れば、黑口本の《欽定律誥》と興化府志本《欽定誥律條例》とは全く同一ではない。また、國立北平圖書館藏成化刊本張楷撰『律條疏議』や尊經閣文庫嘉靖重刊本『律條疏議』にも《律誥該載》を附している。なお、この弘治『興化府志』の同治重刊本は東洋文庫や靜嘉堂文庫等にも收藏されている。

（3）「大明律誥考」は、後に『明清史研究叢稿』（一九七七年）の卷二に再錄されている。

（4）鄧嗣禹「明大誥與明初之政治社會」（燕京學報二〇期・一九三六年）・陳高華「從《大誥》看明初的專制政治」（中國史研究一九八一年一期）・陳梧桐「明大誥與朱元璋封建制的強化」（法律史論叢三輯・一九八三年）。

（5）前揭『明清史研究叢稿』卷二、原載は歷史語言研究所集刊四六本（一九七四年）。

（6）濱島敦俊『明代江南農村社會の研究』第一部第一章（一九八二）。

（7）宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構」（『アジア史研究』第四卷、原載は東方學報（京都）二四・一九五四年）。

（8）前揭「大明律誥考」㈢。

（9）藤井宏「明代田土統計に關する一考察（三）」第三章（東洋學報三一―一・一九四七年）。

吉田金一著
ロシアの東方進出とネルチンスク條約

森川哲雄

一九八四年四月　長沙　湖南人民出版社
B6版　一六二頁　〇・八二元

一七世紀の露清關係史についての研究はこれまで決して少なくは無かった。最近でも本書の主題に關係する著作として M. Mancall, *Russia and China, Their Diplomatic Relations to 1728*. Cambridge, 1971. Г. В. Мелихов, *Маньчжуры на северо-востоке (XVII в.)*. Москва, 1974. В. С. Мясников, *Империя Цин и Русское государство в XVII веке*. Москва, 1980. Е. Л. Беспрозванных, *Приамурье в системе Русско-китайских отношений*. Москва, 1983. 等をあげることが出來る。しかしこれらの中には事實關係よりも自らの政治的立場を優先したものも見られる。

本書の著者、吉田金一氏には『近代露清關係史』（近藤出版社、東京、一九七四）という優れた概説書がある他、數多くの露清關係についての研究がある。氏の今回の著作はそれら從來の研究をもとにはしているが、新出の史料を利用して書き改められており、その意味で全く新たに書き下されたものと言ってもよい。氏の本書に對する態度は、一切の政治的偏向を排除し、史料にもとづいた實證を重視するところにあると言えよう。

ところで近年、一七世紀の露清關係史研究をめぐる狀況は大いに變わって來た。即ち根本史料たる文書史料の相次ぐ公刊である。ソ連からは *Русско-китайское отношение XVII века*. Том I, II. Москва, 1969, 1972 が、またネルチンスク會談に清朝側の通譯として參加したペレイラの日記が J. Sebes, *The Jesuits and the Sino-Russian Treaty of Nerchinsk (1689): the Diary of Thomas Pereira, S. J.*, Rome, 1961 として、更に中國からは清代の露清關係史料たる『中俄關係檔案史料選編—第一編、（順治、康熙、雍正）—』（北京、一九八一）が出版されている。この他にもいくつか新出の朝鮮史料もある。とは言え從來から知られている厖大な史料に加えてこれらの文書史料を扱うことは決して易しいことでは無い。しかし著者はこれらの史料を十分讀みこなし、從來の成果を凌駕する優れた著作を出されたのである。

まず本書の構成から紹介しよう。

はしがき
第一章　清が入關するまでのロシアと中國の關係
第二章　銀鑛石を求めて—ロシア人の沿アムール、ザバイカル進出—
第三章　烏扎拉村敗戰の衝擊—ロシア人の本格的沿アムール、ザバイカル進出と清の衝擊—
第四章　露清外交の開幕
第五章　スパファリ大使の中國派遣
第六章　清國におけるスパファリ大使
第七章　康熙帝の沿アムール作戰